類のもの
類のものでリム径が六
類のものでリム径が六
』
類のもの
用する種類のもの
』
に改める。

附属書第四四類の注1(q)中「並びに鉛筆」を「、鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品」に改める。

附属書第四四類の号注2を削る。

附属書第四四・〇三項中「その他のもの（この類の号注1の熱帯産木材のものに限る。）」を「その他のもの（熱帯産木材のものに限る。）」に改める。

附属書第四四・〇七項中「熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの」を「熱帯産木材のもの」に改める。

附属書第四四・〇八項中「熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの」を「熱帯産木材のもの」に改める。

附属書第四四〇九・二一号の次に次のように加える。

四四〇九・二二	熱帯産木材のもの

附属書第四四一二・三一号中「（この類の号注1のものに限る。）」を削る。

附属書第四四・一八項中

『

四四一八・七一	モザイク状の床用のもの
四四一八・七二	その他のもの（多層のものに限る。）
四四一八・七九	その他のもの
四四一八・九〇	その他のもの

』

を

『

四四一八・七三	竹製のもの及び少なくとも最上層（摩耗層）
四四一八・七四	その他のもの（モザイク状の床用のものに限
四四一八・七五	その他のもの（多層のものに限る。）
四四一八・七九	その他のもの
	その他のもの
四四一八・九一	竹製のもの
四四一八・九九	その他のもの

』

に改める。

附属書第四四・一九項を次のように改める。

四四・一九	木製の食卓用品及び台所用品
四四一九・一一	竹製のもの
四四一九・一二	製パン用の板、まな板その他これらに類する板
四四一九・一九	箸
四四一九・九〇	その他のもの
	その他のもの

附属書第四四・二一項中

『

四四二一・九〇	その他のもの

』

を

『

四四二一・九一	その他のもの
	竹製のもの
四四二一・九九	その他のもの

』

に改める。

附属書第四八類の注4中「とは」を「には」に、「をいう」を「のうち、(a)幅が二八センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの及び(b)折り畳んでない状態において一辺の長さが二八センチメートルを超え、その他の辺の長さが一五センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもののみを含む」に改め、同注8中「第四八・〇一項及び」を削る。

附属書第五四・〇二項中「強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る」の下に「ものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない」を加え、同附属書第五四〇二・二〇号中「限る」の下に「ものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない」を加え、同附属書第五四〇二・五二号の次に次のように加える。

五四〇二・五三	ポリプロピレンのもの

附属書第五四〇二・六二号の次に次のように加える。

五四〇二・六三	ポリプロピレンのもの

附属書第五五・〇二項を次のように改める。

五五・〇二	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ
五五〇二・一〇	アセテートのもの
五五〇二・九〇	その他のもの

附属書第五五〇六・三〇号の次に次のように加える。

五五〇六・四〇	ポリプロピレンのもの

附属書第五六・〇一項中「その他のウォッディング製品及びウォッディング」を「紡織用繊維のウォッディング及びその製品」に改める。

附属書第五七〇四・一〇号の次に次のように加える。

五七〇四・二〇	タイル（表面積が〇・三平方メートルを超え一平方メートル以下のものに限る。）

附属書第六〇類に号注として次のように加える。

号注

1　第六〇〇五・三五号には、ポリエチレンの単繊維又はポリエステルのマルチフィラメントの編物で、重量が一平方メートルにつき三〇グラム以上五五グラム以下、網目が一平方センチメートルにつき二〇穴以上一〇〇穴以下であり、かつ、アルファ－シペルメトリン（ＩＳＯ）、クロルフェナピル（ＩＳＯ）、デルタメトリン（ＩＮＮ、ＩＳＯ）、ラムダ－シハロトリン（ＩＳＯ）、ペルメトリン（ＩＳＯ）又はピリミホスメチル（ＩＳＯ）を染み込ませ又は塗布したものを含む。